

全国健康保険協会の令和元年度業務実績に関する評価の基準

厚生労働省保険局保険課

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定により、厚生労働大臣が全国健康保険協会（以下「協会」という。）の令和元年度業務実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

1. 評価の概要

厚生労働大臣は、協会の業務運営の改善に資するため、協会の令和元年度事業計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について総合的な評価を行うものとする。

2. 令和元年度業務実績に関する評価

令和元年度事業計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の 2 つを併せて行うものとする。

（1）個別的な評価

- ① 個別的な評価は、令和元年度事業計画の項目ごとの実施状況についての評価を行うものとする。
- ② 評価に当たっては、以下の判定基準に基づく 5 段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

（判定基準）

- 「S」：令和元年度計画を大幅に上回る成果を得ている
- 「A」：令和元年度計画を上回る成果を得ている
- 「B」：令和元年度計画を概ね達成している
- 「C」：令和元年度計画を達成できていない
- 「D」：令和元年度計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

- ③ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 業務実績のKPIが設定されている場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
 - ・ 業務実績については、KPIの達成度合や数量だけで判断するのではなく、その内容についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
 - ・ 業務実績と令和元年度計画との間に乖離が生じた場合には、その発牛理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
 - ・ 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
 - ・ 財務内容の評価に当たっては、協会の監事の監査報告書や会計監査法人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くものとする。

(2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、協会の令和元年度計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。